

放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰審査要領

放射線安全管理功労・環境放射能対策功労表彰委員会

1. 目的

放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策の向上のために尽力して優れた成果を上げた個人を表彰することにより、関係者の更なる意欲の向上と安全確保に対する国民の理解の増進に資することを目的とする。

2. 表彰対象者

放射性同位元素等の安全管理又は環境放射能対策の向上のために尽力して優れた成果を上げ、次に掲げる表彰区分のいずれかの項目の一つに該当する者。ただし、同一の業績によりすでに黄、紫、藍綬褒章おう し らんじゆほうしょうを受けた者を除く。なお、審査基準の細目については、別に定める。

(1) 放射線安全管理功労者

- イ. 放射性同位元素等の取扱事業所等において、多年に亘り安全管理業務に従事し、安全確保に尽力した個人
- ロ. 放射性同位元素等に関する安全管理に係る調査・研究等において、優れた業績のあった個人

(2) 環境放射能対策功労者

- イ. 環境放射能対策を実施している事業所等において、多年に亘り当該事業に従事し、環境放射能対策に尽力した個人
- ロ. 環境放射能対策に係る調査・研究等において、優れた業績のあった個人

3. 功労者の選定

国、地方公共団体及び関係団体等から推薦のあった候補者のうちから、表彰区分ごとの人数を選考し、審査委員会にて選定する。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 放射線安全管理功労者 | 12名以内 |
| (2) 環境放射能対策功労者 | 3名以内 |